（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ　現状

（１）地域の災害等リスク

糸魚川市は、新潟県の最西端に位置し、南は妙高市、長野県白馬村・小谷村、西は富山県朝日町、東は上越市と接している。能生地区は、上越市と隣接する糸魚川市の東端に位置する。面積は 150.49 ㎢で南側には標高 2000m 級の山脈があり長野県とも隣接している。

①地震災害

糸魚川市は地震のリスクが高い地域であり、震災対策が重要視されている。特に、糸魚川-静岡構造線断層帯に関連する地震が懸念されており、大規模な地震が発生する可能性がある。過去に、新潟地震、中越地震、中越沖地震を経験し、直近の令和６年１月の能登半島地震では、糸魚川市内では最大震度５強を観測し、建物被害や液状化現象が発生した。J-SHIS（地震ハザードステーション）では、今後 30 年以内に震度６弱以上の地震が発生する確率が 8.5%（J-SHIS 地図参照）と予想されており、強い揺れにより建物や設備等への被害が予想され、さらに各地域の交通路遮断や孤立が発生する可能性がある。

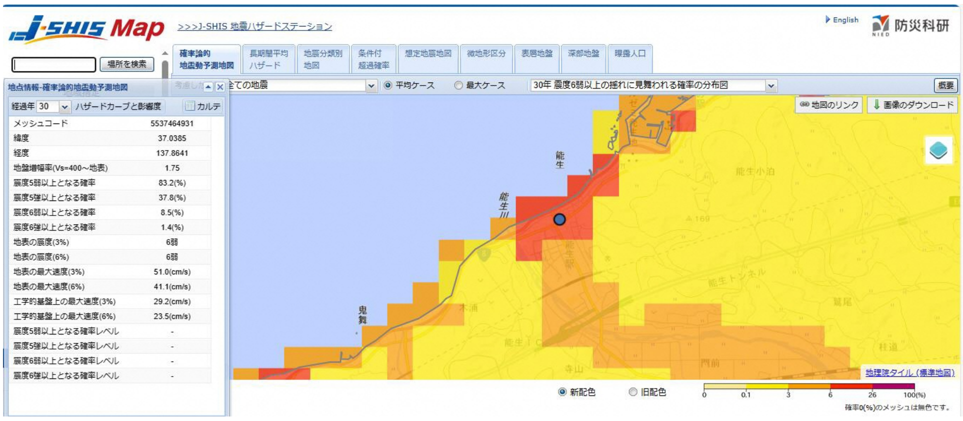

（出典：J-SHIS Map 地震ハザードステーション　※能生地区）

②津波災害

糸魚川市能生地区は、海岸沿いに位置しているため、地震による津波のリスクが存在する。糸魚川市のハザードマップによれば、能生商工会館は海抜 10m 以下の位置にあり、津波のせり上がり浸水深が１m 以上３m 未満と予測されている。

（出典：糸魚川市「津波ハザードマップ」　※能生地区）

③風水害

糸魚川市では、台風や集中豪雨による洪水や土砂災害に対応するための対策が進められているが、災害時には市内の河川が氾濫し、大雨時には浸水被害のリスクが懸念されている。市は洪水浸水想定区域を指定し、ハザードマップを作成して防災力の向上を図っており、特に、能生商工会館がある能生地区は、能生川周辺地域の対策が進んでいる。一方で、能生川洪水ハザードマップおよび浸水想定区域図によると、能生地区は洪水災害が発生する可能性があり、最大で 0.5m～３ｍ未満の浸水が予測されている。

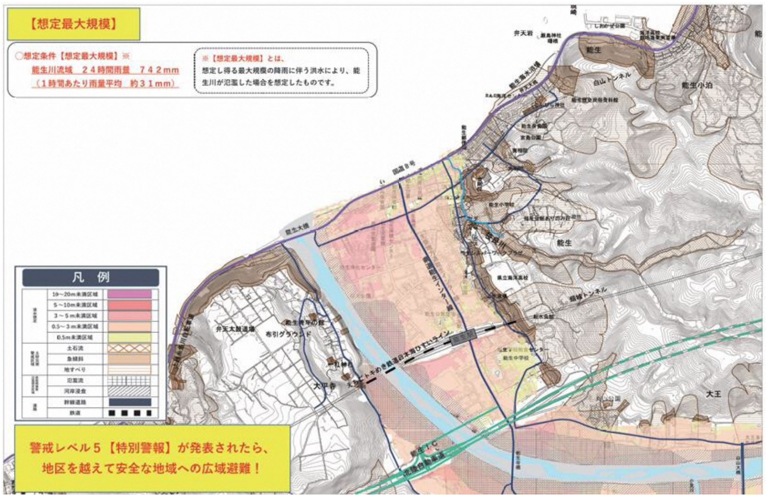

（出典：糸魚川市「洪水ハザードマップ」　※能生地区）

④土砂災害

糸魚川市能生地区は、海岸部と山間部が多いため、大雨による土砂災害や地滑りのリスクが存在する。この地域には土砂災害警戒区域がいくつか指定されており、避難計画も周知されている。市のハザードマップによれば、能生地区では土石流やがけ崩れ、地滑りといった土砂災害が多発する可能性がある。能生商工会館は災害地域には含まれないが、周辺で被害が発生した場合にはインフラへの影響が想定される。

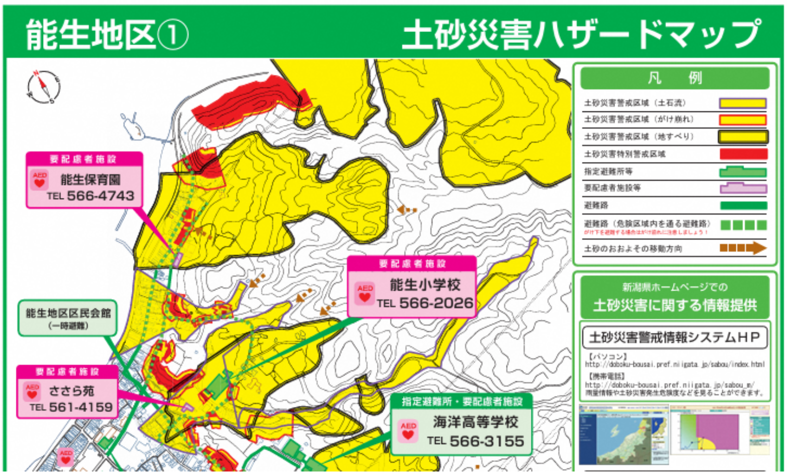

（出典：糸魚川市「土砂災害ハザードマップ」　※能生地区）

（２）商工業者の状況

・商工業者数並びに小規模事業者数（人）

商工業者数	350
小規模事業者数	331

・内訳（人）

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	90	84	地区内に広く分散している
	製造業	42	40	沿岸部や能生川沿いに多い
	卸売業	7	7	沿岸部に多い
	小売業	74	68	地区内に広く分散している
	飲食・宿泊業	36	36	沿岸部や能生川沿いに多い
	サービス業	84	80	地区内に広く分散している
	その他	17	16	沿岸部に多い

（出典：能生商工会独自名簿　※令和６年４月１日時点）

（３）これまでの取組

①糸魚川市の取組

ア　地域防災計画の策定と改訂

糸魚川市は、地震、津波、火山災害、大規模火災などを想定した地域防災計画を策定している。この計画は、国や新潟県の防災計画と整合性を保ちながら、定期的に見直されている。

イ　住民への防災情報提供

・ハザードマップや防災ハンドブックを配布し、災害時の迅速な対応を促進。

・市公式ウェブサイトや携帯電話、パソコンを通じて、防犯情報や災害情報をリアルタイムに提供。

ウ　防災インフラの整備

・防火水槽や消火栓の設置、耐震構造建築の推進。

・洪水や土砂災害に備えた堤防や排水設備の整備。

エ　防災訓練と意識向上

・年次防災訓練を通じて、住民や学校、企業が災害対応を習得。

・消防団や自主防災組織の活動を支援し、地域全体の防災力を向上。

オ　災害対応能力の強化

・災害発生時には災害対策本部を迅速に設置し、被害状況の把握と支援活動を展開。

・広域自治体との連携協定に基づき、人員や資材の相互支援を強化。

②能生商工会の取組

ア　事業者の災害対策及び事業継続計画等の策定に係る支援

当会は、近年の大規模災害を教訓に、商工業者に対し、自然災害等に備える対策や事業者 BCP の普及啓発や事業継続力強化計画の策定支援を促している。また、新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策の指導や支援も行っている。

イ　災害時における被害状況の把握及び相談窓口の設置

当地域において各種災害が発生した場合には、速やかに商工業者への電話による聞き取り調査や、巡回による状況把握を実施している。また、新潟県や糸魚川市が公開する災害情報を閲覧し、被害状況の把握を行っている。被害状況に合わせて相談窓口を設置するなど、地域内商工業者の支援を行っている。

ウ　損保会社と連携した損害保険の普及啓発

災害が発生した際の休業補償や業務中・業務外での補償など、災害に備えた共済や損害保険への加入促進を行っている。

Ⅱ　課題

・現状、自然災害等による緊急時の取組に係る糸魚川市と能生商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
・能生商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者等の助言できる知識やノウハウを有する職員が不足している。
・感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して、職場環境の整備、従業員の健康管理、衛生教育の実施により、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなど必要である。

Ⅲ　目標

・地区内の小規模事業者に、自然災害や感染症などのリスクを理解させ、事前対策の重要性を周知する。
・災害発生時にスムーズな連絡と情報共有ができるよう、能生商工会と糸魚川市の間で被害情報の報告・共有ルートを構築する。
・災害後に迅速な復興支援を実施し、また感染症が国内で拡大する段階では速やかな防止措置を講じられるよう、平時から組織内体制を整備し、関係機関との連携を強化する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
Ⅰ　事業継続力強化支援事業の実施期間（令和７年４月１日～令和 12 年３月 31 日） Ⅱ　事業継続力強化支援事業の内容 能生商工会と糸魚川市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。 １　事前の対策 （１）小規模事業者に対する災害等リスクの周知 ・糸魚川市が作成したハザードマップ等も用いながら、事業所の所在地がどのような災害リスクにさらされているか（洪水、土砂崩れ、地震など）を確認し、事業所に与える被災リスクや影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災害補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。 ・商工会報や市広報誌、ホームページ等において、国、県、市の施策紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者 BCP の策定や取組事例を紹介する。 ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。 ・事業継続の取組に関する専門家を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや施策紹介等を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症については、業種別ガイドラインに基づき、感染防止対策等を講じることを事業者へ啓発するとともに、事業環境を整備するための情報や支援施策等を提供する。 （２）商工会自身の事業継続計画の策定 令和３年度に商工会危機管理マニュアルを策定済み（別紙） （３）関係団体等との連携 ・連携協定を結ぶ損保会社、新潟県商工会連合会等に専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険等の紹介を実施する。 ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。 ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。 （４）フォローアップ ・糸魚川市と能生商工会とで当該計画について、進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を必要に応じて設ける。 ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認。 （５）当該計画に係る訓練の実施 ・自然災害等（震度６以上の地震）が発生したと仮定し、糸魚川市と能生商工会との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する） ２　災害後の対策 自然災害等による発生時には、人命救助が第一である。その上で下記の手順で地区内の被害状況を確認し、関係機関へ連絡する。 （１）応急対策の実施可否の確認 ・発生後 48 時間以内に、SNS などを活用して職員の安否確認を行い、業務遂行の可否や大まか

な被害状況（家屋や道路の被害状況など）を把握し、能生商工会と糸魚川市で情報を共有する。
・国内で感染者が確認された場合、職員の体調をチェックするとともに、事業所の消毒や職員の手洗い・うがいを徹底する。
・感染症が流行し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出された場合は、国、新潟県、糸魚川市の方針に基づき、能生商工会が感染症対策を実施する。

（２）応急対策の方針及び情報共有
・能生商工会と糸魚川市が協力し、被害の状況や規模に応じた応急対策の方針を策定する。
（例：豪雨時に命の危険を感じる降雨状況では、職員は出勤を控え、自身の安全を最優先とし、警報が解除された後に出勤する。）
・職員全員が被災して応急対策が困難な場合に備え、役割分担を事前に決定しておく。
・被害の大まかな状況を確認し、５日以内に関係者間で情報を共有する。

（災害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内１%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内１%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、能生商工会と糸魚川市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～１週間	１日に１回共有する。
１週間以降	地区小規模事業者の被害状況に応じて、必要に応じて共有する。

（３）発災時における指揮命令系統・連絡体制
・自然災害発生時には、地区内の小規模事業者からの被害情報を迅速に報告し、指揮や命令がスムーズに行える体制を構築する。
・二次被害を防ぐため、被災地での活動方針を事前に決定する。
・能生商工会と糸魚川市は、被害状況の確認方法および被害額（合計、建物、設備、商品など）の計算方法について、あらかじめ協議しておく。
・能生商工会と糸魚川市が収集・共有した情報を、新潟県の指示に従い能生商工会または糸魚川市から新潟県へ報告する。
・感染症が流行している場合、国や新潟県などの情報や方針に基づき、共有情報を新潟県の指定方法で報告する。

＜連絡ルート＞

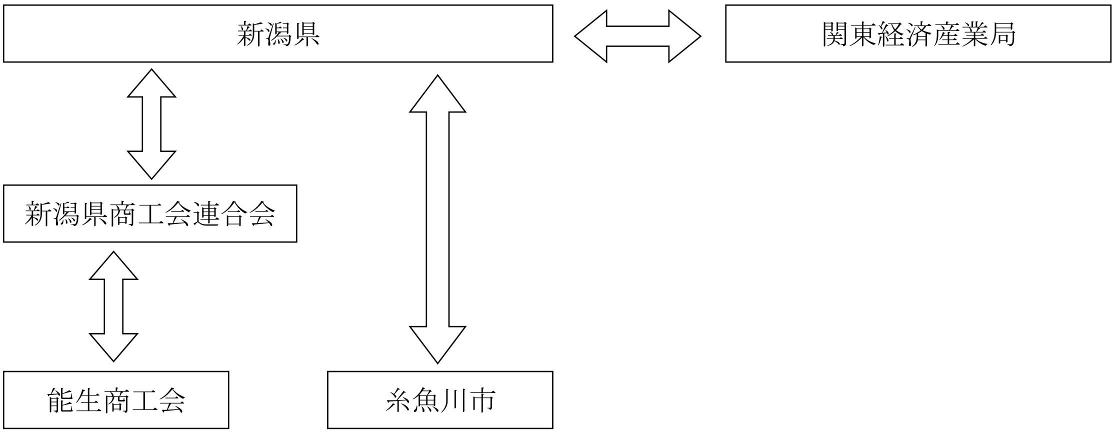

（４）応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

・相談窓口の開設方法は、能生商工会と糸魚川市が連携して決定する。なお、能生商工会は国からの依頼があった場合、特別相談窓口を設置する。
・相談窓口は、安全が確保された場所に設置する。
・地区内の小規模事業者の被害状況を詳しく調査する。
・国、新潟県、糸魚川市などが策定する応急的な施策を、小規模事業者に的確に周知する。
・感染症が発生した場合、事業活動に支障が出る、もしくはその恐れがある事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

（５）地区内小規模事業者に対する復興支援

・国や新潟県が示す指針に従い、復旧および復興の計画を立案し、被災した小規模事業者への支援を行う。
・被害の規模が大きく、被災地の職員のみでは対処が困難な場合、新潟県に相談し、他地域から応援を派遣してもらう。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県に報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制
（令和７年３月現在）

（１）実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等）

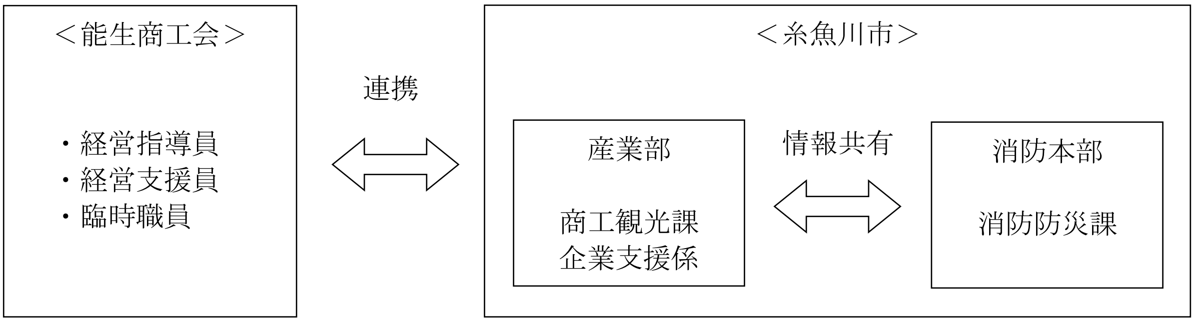

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員　山本宏樹　（連絡先は後述（３）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

能生商工会

〒949-1352　新潟県糸魚川市大字能生 1941 番地７

TEL:025-566-2244　/　FAX:025-566-4374

E-mail: benten@noumachi-syoukoukai.or.jp

②関係市町村

糸魚川市　産業部　商工観光課　企業支援係

〒941-8501　新潟県糸魚川市一の宮１丁目２番５号

TEL:025-552-1511　/　FAX:025-552-7372

E-mail: kigyo@city.itoigawa.lg.jp

糸魚川市　消防本部　消防防災課

〒941-0069　新潟県糸魚川市南寺島２丁目 10 番 20 号

TEL:025-552-0119　/　FAX:025-552-6925

E-mail: fd@city.itoigawa.lg.jp

※その他
　上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県に報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額		350	350	350	350	350
	・専門家派遣費	100	100	100	100	100
	・セミナー開催	150	150	150	150	150
	・パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
	・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、糸魚川市補助金、新潟県補助金等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし